

学 位 論 文 題 名

十九世紀フランス法における連帯債務と保証

学位論文内容の要旨

本論文で論ずるのは、債務者の一人に債務消滅事由が生じた場合において、相連帯債務者と債権者間の法律関係がどうなるかである。すなわち、債務者の一人に弁済・更改・債務免除といった事由が生じた場合には、相債務者へ影響が及ぶ場合と及ばない場合がある。民法は連帯債務の項目において、事由ごとに効果を定めている（民法435条から440条）。それでは、個々の事由について、その効力が絶対効（これは、一体型絶対効と負担部分型絶対効にわかれる）か相対効かをわける理由はどこにあるのか。これが本稿の課題である。

本稿では、分析視角を個々の債務消滅事由の性質論に求める。すなわち、一体型絶対効・負担部分型絶対効・相対効をわける理由は、債務消滅事由の性質にあると考えるのである。従来の議論においては、連帯債務を真正連帯と不真正連帯とにわけたうえで、分析視角を債務の性質に求めてきた。すなわち、民法の規定は真正連帯の性質に着目して定められたものであって、性質を異にする不真正連帯には民法が適用されないとする。もっとも、従来の連帯2分論には変遷がある。古典的な議論では、真正連帯と不真正連帯とを対置して、債務の性質上の差異（通説でいえば、主観的共同目的の有無）を強調した。しかし、今日ではこれを否定して、不真正連帯にあたる債務には性質としての共通性がなく、真正連帯でないという点に共通項をもつにすぎないといわれる。その結果として、今日では、不真正連帯債務にあたる債務を類型化して、債務の類型ごとに民法の適用問題を考えるべきだとされている。しかし、近時の理解であっても、分析視角を債務の性質に求めることにかわりない。すなわち、古典的な議論であれ近時の理解であれ、真正連帯に債務としての共通性があって、その性質が効力につながっているとの考え方を前提としている。本稿はこの前提を疑って、債務消滅事由の効果についてはその事由の性質が影響を与えているとの発想に立つ。すなわち、個々の事由に関する理解および多数当事者関係の利益調整が

法律にあらわれているのであって、債務の性質論とは無関係だと考える。しかも、条文に現れている利益調整は、真正連帯以外の多数当事者関係一般に及ぼすことができるようなものと思われる。本稿ではこのような主張を、フランスのポティエおよび19世紀における議論を通じて保証と対比しながら検証する。もっとも、本稿で提示する分析視角が正しいとすれば、不可分債務や担保物権等を視野に含めたうえで議論を展開する必要がある。この点は将来の課題として、本稿では従来とは異なる視角からの検討が必要であることを示すにとどまる。

以下では、個々の事由ごとに検討結果を示す。

弁済・代物弁済といった事由は一体型絶対効を生ずる。その理由につき日本法では、債権者に満足を与えて債権の目的を達することに求めている。これについては、フランス法から次のような視角を借用できる。フランスで議論されているのは、代物弁済として給付された物が追奪された場合や供託物が取戻された場合である。これらの場合も議論の射程に含めれば、債権者に満足を与えるといった理由づけは道具として大きすぎる。債権者が受けた給付は、現実には奪われているからである。フランスの議論から得られる具体的な考慮要素としては、当該債務消滅事由の性質や相債務者等の利益保護がある。ここでいう利益保護とは、保証人の求償期待を保護するといった実質的な利益衡量であって、日本でみられる債務の性質論（主観的共同目的の有無）とは次元を異にする。これらのことから、債務消滅事由の性質に視点をおいて議論すべきだとする方向づけを主張する。具体的効果をどう考えるべきかは、将来の課題とする。

債務免除は負担部分型絶対効を生ずる（民法437条）。現行民法や旧民法の起草者はフランスの議論を受け継いで、請求・求償という手間の回避や無資力危険の回避に理由を求めた。学説はこれを批判して、負担部分の中身を頭割と解したり、免除の合意を相対的免除と解するといった主張がみられる。これは、債権者にとって連帯債務の効力が弱まるという観点からの批判である。これについては、19世紀フランス法とポティエのそれぞれから次の視角を得ることができる。19世紀法についていうと日本の起草者と同旨の説明はフランスにみられた。その一方で具体的な解釈論をみると、日本の学説にみられるような議論はすでに19世紀にみられた。そのさいには、債権者・被免除者・相債務者という3者の利益を調整するような形で議論が展開されている。なかでも特徴ある議論は、合意の解釈方法をめぐるものである。すなわち、日本では、債務免除に満足効がないことを重視して相対的免除を認める説が有力である。これに対してフランスでは、免除の合意が

被免除者にとって全く実益を失ってしまうような解釈が否定されている。この点につき日本の相対的免除の議論では、被免除者が債権者からの請求を受けないというだけでも免除の意味があるといわれている。これと同旨の議論はフランスでもみられたが、議論の射程は被免除者が危機状態にある場合に限られている。そういった違いはあるものの、免除が債権者にとっては権利放棄であることに着目して、免除の効力を限定的に捉えるという方向では共通点がある。そして、債務免除の負担部分型絶対効をめぐる議論において、連帯債務の性質論が意味をもつような説明はみあたらない。かえって、3者関係の利益調整という観点からすれば、不真正連帯にも通ずる問題であると考えられる。他方で、ポティエからは別の観点を導くことができる。債務免除の負担部分型絶対効は、弁済者代位における担保保存義務違反抗弁の適用例にすぎないという観点である。この観点からしても、真正連帯と不真正連帯とでは免除の効力に差異を生じないことになる。もっとも、この観点を日本法へ持ち込むことができるかは別に問題となる。これは、担保保存義務違反抗弁に関するポティエの考え方は、債務設定時における求償期待を保護したものであって、日本民法504条と理解を異にするからである。この問題の検討は将来の課題とする。

相殺援用権については、民法は負担部分の限度でこれを認める(436条2項)。これについては、19世紀フランス法から2つの観点を導くことができる。すなわち、反対債権をもつ債務者の無資力危険に対する回避手段を相債務者に認めるのは妥当か、訴訟経済として求償金請求を省くことは重視すべきものかという観点がそれである。また、不真正連帯債務の場合について、もし求償権の要件として事前通知義務を課さないとすれば、第3の観点として、債権者の無資力危険に対する回避手段を反対債権をもつ債務者から奪うのは妥当かも問題になることがわかった。これらの観点からすれば、負担部分の限度で相殺援用権を認めるのも1つの政策判断である。そして、不真正連帯に436条2項の類推を認めるかの問題は、民法の利益調整方法を正当と考えるか否かに掛かっており、債務の性質論とは無関係だといえる。

以上を要するに、連帯債務の効力をめぐる問題の所在は、当該事由の効力や多数当事者関係の利益調整にあるといえる。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 瀬 川 信 久
副 査 教 授 東 海 林 邦 彦
副 査 教 授 小 川 浩 三

学 位 論 文 題 名

十九世紀フランス法における連帯債務と保証

連帯債務の債務者の一人に弁済・更改・債務免除といった債務消滅事由が生じた場合に、他の債務者の債務は消滅するか。民法典はこの問題を、消滅事由ごとに規定している（民法435条以下）。しかし、他の債務が、ある事由では消滅し（一体型絶対効）、他の事由ではその負担部分の限りで消滅し（負担部分型絶対効）、さらに別の場合には消滅しない（相対効）のは、どのような理由によるのか。かつての議論は、連帯債務を真正連帯債務と不真正連帯債務とに分けたうえで、主観的共同目的の有無などの債務の性質によってこの問題を決していた。近時の学説は、不真正連帯債務の諸場合には共通性がないとし、債務の類型に分けて考える。しかし、真正連帯債務については、依然として債務の性質によって議論している。

本論文は、この問題に関する一九世紀フランス法の議論、その基礎になったポティエの考えを検討することによって、従来の議論が見落としていた観点を指摘し、問題を考える新しい枠組みを準備しようとする。なお、この連帯債務の問題は保証債務をめぐる同様の問題と合わせて議論されてきたので、本論文は、保証の場合の主たる債務と保証債務との関係にも検討を広げている。

論文は、序章で、連帯債務の性質論をめぐる日本の学説を歴史的に整理し、その問題点を析出する。続く第一章と第二章で、ポティエと一九世紀フランス民法学の議論を、弁済、更改、代物弁済、免除、相殺という債務の消滅事由ごとに検討する。一九世紀フランスの検討の冒頭では、連帯債務性質論をめぐる債務単一性説と相互代理説の論争を紹介し、それが債務消滅事由の効力とは関係がなかったことを示す。最後に結語で、ポティエと一九世紀フランスの議論から得た示唆に基づいて、真正連帯債務を相互保証と性格付ける学説を批判する。

論文は、フランス法の検討の結果、次のことを明らかにした。連帯債務の債務の一つが消滅したときに他の債務が消滅するか否かを決めるのは、債務の性質論ではなくて、各債務消滅事由の性質論と関係者の利益調整である。債務の性質論が見られるのは、合意免除の理論構成との関連だけである。消滅事由の性質論というのは、更改により旧債務が消滅し追奪されても復活しない点、代物弁済を更改と見る点などである。利益調整の観点として、わが国では、免除の相対効を説くときに債権担保機能が強調されるが、フランスでは被免除者の期待保護の方を考慮する。債権者から訴求されないという利益だけを理由に免除の相対効を説く議論があるが、債務者が危機状態の場合に限られている。他方、日本では看過されている、他の債務者の求償権の確保、債権者の担保保存義務という観点に基づく議論が多い。

本論文は、従来の学説が前提にしていた連帯債務の性質論、その他のドグマを再検討する意欲的なものである。債務消滅事由ごとに利益調整の観点から問題を決すべきだという結論は、ある意味では当たり前ことであるが、本論文は、この結論をフランス法の詳細な検討によって検証した。膨大な文献の網羅的な渉獵と丁寧な分析は、学説史研究として高い価値を有し、また、各学説の内在的な理解と整理、消滅事由ごとの利害構造の析出は、鋭い指摘を随所に含み（代物弁済における追奪の問題など）、日本民法の解釈論を考える際にも有益な観点を提供するであろう。

本論文は、章・節の構成の再検討、文章表現の推敲の余地があり、形式的な完成度が高いとは言えない。債務消滅事由についても、消滅時効、混同を扱っていない（消滅時効については、フランスでは、請求・時効中断の問題として議論しているからであるが）。さらに、本論文の課題設定を超えることになるが、請求、通知の効果など債務消滅事由以外の検討が残され、また、日本民法の解釈論を提言するためには、日本の裁判例や連帯債務・保証契約の実態の分析、あるいはドイツ法の分析が必要であろう。このような不十分さを残しているが、この問題に関する従来の議論を大きく乗り越えるものであり、審査委員会は本論文が博士（法学）に値すると判断した。